

太宰府市議会

携帯の中継基地設置  
巡る紛争防止条例案 賛成多数で可決も

# 市長、阻止へ再議提案

携帯電話の中継基地設置を巡る紛争防止条例案について、太宰府市議会は15日の定例会最終本会議で、賛成多数で可決した。しかし直後に、井上保広市長が地方自治法176条に基づき再議を提案、条例成立を阻止しようとした。議案は継続審査とし、特別委で審議するが、再可決には3分の2（12人）以上の賛成が必要で今のところ成立は厳しい。傍聴者らから「知る権利も通らないのか」「議員が提案し、多くが賛成した条例なのに自治をつぶすのか」といった声が出た。

【勝野昭龍】

条例案は「太宰府市 止条例」で、事業計画 定。電磁波による健康  
携帯電話中継基地局の 書の事前提出や住民説 被害には触れず、基地  
設置等に関する紛争防 明会の開催などを規 局建設を阻止するもの

でもなく「あくまで紛争防止が目的」として

いた。市の実施方針には「具体的な手続きや結果への責任の記述がなく不十分」とした。

これに対し市長は、住民紛争のほぼ全てが健康被害への不安から起こるもので住民理解を得られないこともある、などとし「携帯電

話がどこでも円滑に使用できる環境を整備することは、住民福祉の向上や安全・安心のまちづくり上も重要だ」と再議の提案理由を述べ、実施方針で対応すべきだとした。

県内で首長が再議を提案したのは、99年に町に事前協議なく成立した吉富町の政治倫理条例の一部改正案（再議で不成立）などがあるが、議員提案の条例成立を真っ向から阻止しようとするのは異例だ。

議員の一人は「小学

校近くにいきなり鉄塔が建って驚いた。建設を知る権利さえないから条例を作るだけなのに、市長は業者をかばうようなことばかり言う」と話した。

傍聴していた市民は「市長は条例が意図する以外のことを再議理由に挙げている。軽々に再議を持ち出すより、まず議会と話をすべきだ」「携帯電話の利便性や企業利益ばかりを優先している。市の方針は隠れみのにすぎない」などと語った。